

議案第 5 9 号

大口町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

大口町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、所要の整備に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

大口町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年大口町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項後段を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(公務のための旅費に係る費用弁償) 第 1 0 条 略 2 旅行に係る費用弁償の額は、大口町職員等の旅費に関する条例（昭和 4 8 年大口町条例第 2 7 号。以下「旅費条例」という。）の例による。	(公務のための旅費に係る費用弁償) 第 1 0 条 略 2 旅行に係る費用弁償の額は、大口町職員等の旅費に関する条例（昭和 4 8 年大口町条例第 2 7 号。以下「旅費条例」という。）の例による。<u>この場合において、職員は旅費条例第 2 条第 2 項に規定するその他の職員に相当するものとする。</u>